

○総合支援資金確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書等と一緒に同封し郵送ください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、特例貸付金の受け取りまでに時間を要することがございますので、ご注意願います。

項 目	確 認 事 項	チェック
(1) 借入申込書、 重要事項説明書、 借用書 申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書 2 か所に「氏名」記入・1 か所「押印」（太枠内）した ・ 重要事項説明書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した ・ 借用書に「住所」「氏名」「生年月日」の記入と「押印」した ・ 申立書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した ・ 申込書の「借入総額」と「(借入月額) × (借入月数)」の金額が一致しているか ・ 借入月額は、単身世帯は 15 万円以内、その他の世帯は 20 万円以内となっているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(2) 住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票に世帯全員が記載されている ・ 借入申込書と住所が一致している 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(3) 通帳、または キャッシュカード（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるコピーした ※ゆうちょ銀行をご利用の方は、通帳の口座番号が記載されたページをコピーしてください。 ・ 預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致している 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(4) 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれかの本人確認書類をコピーし同封した <ul style="list-style-type: none"> ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ. パスポート ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） エ. 健康保険証 オ. 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合 	<input type="checkbox"/>
(5) 同封書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての書類が揃っている <ul style="list-style-type: none"> a. 借入申込書（原本） b. 重要事項説明書（原本） c. 借用書（原本） d. 収入減少状況に関する申立書（原本） e. 住民票（世帯全員/原本） f. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー） g. 本人確認書類（コピー） 	<input type="checkbox"/>
(6) 最終確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての書類【太枠】内の記入と押印をした ・ 上記「a」「b」「c」「d」をコピーし申込控えとした 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

緊急小口資金特例貸付を受けた方は、
借用書の写しを提出していただくことで、
e～g の書類は省略できます。

●本貸付に関する問い合わせ先：個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター0120-46-1999（受付時間 9:00～21:00 土日・祝含む）

または、お住まいの市町村社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会まで

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付借入申込書

社会福祉法人
茨城県社会福祉協議会会長 殿

受付社協名: _____

申込みに当たっての留意事項に同意し、下記のとおり、生活福祉資金の借入を申請いたします。

- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
- 貴社会福祉協議会が、貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- 私は現在、生活保護を受給していません。
- 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
- 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
- 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
- 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

◆上記内容に相違ありません 署名 _____

記入年月日 令和 ____年 ____月 ____日

※太枠内をご記入ください。

借入総額	円		据置期間 (12か月以内)	ア. 12か月	償還期間 (120か月以内)	ア. 120か月	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦
	借入月額	月額 _____ 円 × _____ か月 (3か月以内)		イ. その他 (_____ か月)		イ. その他 (_____ か月)		<input type="checkbox"/> 一括
借入申込者	フリガナ 氏名	_____		印	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	大正 昭和 平成 ____年 ____月 ____日 (満 ____歳)
	フリガナ 住所	_____						
	勤務先名称 または職業	_____		勤務先等住所	電話 _____			
世帯・資産の状況	フリガナ 氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名		特記事項	
	1	本人						
	フリガナ 2			T・S・H・R 年 月 日				
	フリガナ 3			T・S・H・R 年 月 日				
	フリガナ 4			T・S・H・R 年 月 日				
その他 名 _____								
貸付金振込先	金融機関	_____		支店名	_____		預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	_____		口座名義人(カタカナ) _____				
借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入		新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減						
本特例貸付利用実績		ア. 今回がはじめての借入 イ. すでに借入したことがある (受付日: ____ / ____ 借入金額 ____ 円)						
小口特例貸付利用実績		ア. すでに借入している(受付日: ____ / ____ 借入金額 ____ 円) イ. 借入なし						
外国籍の方で在留期間が1年以内の方: <input type="checkbox"/> 在留期間が延長の予定								

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付
借用書

借用金額（総額）	円
（借入月額）	円
（借入期間）	か月間

生活福祉資金福祉資金（総合支援資金）特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日 ※都道府県社協記入欄

（借受人）

住 所	
借受人氏名	印
生 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日生

〔借入要項〕

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	か月（最大12か月）
	償還期間	か月（最大120か月）
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。	

- 【留意事項】①上記の太枠線内は申込者本人が記入してください。
②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
④繰上償還は、茨城県社会福祉協議会が指定する金融機関となります。

地区	年度	資金	貸付コード	受付番号	
		SX		市町村社協	

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、苦情受付窓口を設置しております。

(1) 茨城県社会福祉協議会の苦情受付窓口 茨城県社会福祉協議会 生活支援部 電話 029(244)4559

(2) 福祉サービス運営適正化委員会 電話 029(305)7193

(茨城県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 改名・改姓したとき。

(3) 死亡、または所在不明になったとき。

(4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(3) 故意に償還金の支払いを怠った場合

(4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付借入申込書

社会福祉法人
茨城県社会福祉協議会会長 殿

受付社協名: _____

申込みに当たっての留意事項に同意し、下記のとおり、生活福祉資金の借入を申請いたします。

- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
- 貴社会福祉協議会が貸付に必要と認める全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に提供することに同意します。
- 私は現在、自己破産の手続きをいたしません。
- 本貸付金を事業の運営に使用することはありません。
- 私以外の世帯の者は、本特例貸付を利用していません。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員に属していません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 私は、暴力団員該当性情報の提供を求めすることに同意します。
- 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

借入月額は200,000円以内(単身は150,000円以内)

借入月数は3か月以内

借入総額は「月額」×「月数」の金額となります。

◆上記内容に相違ありません。署名 **茨城 一郎**

記入年月日 令和 **2** 年 **4** 月 **28** 日

※太枠内をご記入ください。

借入総額	450,000円		据置期間	ア 12か月	償還期間	ア 120か月	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦
借入月額	月額 150,000円 ×	3か月 (3か月以内)	(12か月以内)	イ.その他 (か月)	(120か月以内)	イ.その他 (か月)	<input type="checkbox"/> 一括	
借入申込者	氏名	いばらき いちろう 茨城 一郎		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	大正 昭利 平成 年 月 日 (満 歳)	
	フリガナ住所	(〒 300 - 0000) ミトシ センバチョウ ●●●バンチ 水戸市千波町●●●番地		勤務先名称 または職業	(株) 茨城工業		勤務先等住所	水戸市千波町●●●番地 電話 029 - 000 - 0000
	フリガナ住所			自宅電話	029 - ●●● - ▲▲▲▲		携帯電話	-
世帯・資産の状況	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項		
	1	本人						
	フリガナ			T・S・H・R 年 月 日				
	フリガナ			T・S・H・R 年 月 日				
	フリガナ			T・S・H・R 年 月 日				
	その他 名							
貸付金振込先	金融機関	常陽銀行		支店名	県庁支店		預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	1234567		口座名義人(カタカナ)	イバラキ イチロウ			
借入理由	※感染拡大等による影響の内容を記入 新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減							
本特例貸付利用実績	ア 今回がはじめての借入 イ.すでに借入したことがある (受付日: / 借入金額 円)							
小口特例貸付利用実績	ア すでに借入している (受付日: 4 / 20 借入金額 200,000円) イ.借入なし							
外国籍の方で在留期間が1年以内の方: <input type="checkbox"/> 在留期間が延長の予定								

生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付
借用書

借用金額（総額）	450,000 円
（借入月額）	150,000 円
（借入期間）	3 か月間

生活福祉資金福祉資金（総合支援資金）特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。
については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、
下記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日 ※都道府県社協記入欄

（借受人）

住 所	水戸市千波町●●●番地
借受人氏名	茨城 一郎
生 年 月 日	大正 昭和 平成 ●●年 ▲▲月 ■■日生

〔借入要項〕

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	12 か月（最大12か月）
	償還期間	120 か月（最大120か月）
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。	

- 【留意事項】①上記の太枠線内は申込者本人が記入してください。
②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
④繰上償還は、茨城県社会福祉協議会が指定する金融機関となります。

地区	年度	資金	貸付コード	受付番号	
		SX		市町村社協	

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、苦情受付窓口を設置しております。

- (1) 茨城県社会福祉協議会の苦情受付窓口 茨城県社会福祉協議会 生活支援部 電話 029 (244) 4559
- (2) 福祉サービス運営適正化委員会 電話 029 (305) 7193

(茨城県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。
- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

必ず、自筆・押印をお願いします。

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 2年 ●月 ●●日 借受人 住所 ○○市■■■■●●●●
氏名 ●● 一郎



※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。
※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

茨城県社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先所在地、電話番号をご記入ください。

勤務先名称または職業	飲食店経営
勤務先所在地	〒 ***-**** 〇〇市★★●●-● TEL●●● (●●●) ●●●●
減少前の収入	令和2年1月時の月額所得（手取り）は、約35万円でした。
減少後の収入	令和2年3月時の月額所得（手取り）は、約10万円でした。
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したことによる減少

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には、影響を受けた後の収入をご記入ください。
減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

利用中の他の公的給付（該当するものに○）	・失業等給付 ・生活保護 ・その他（ ・職業訓練受講給付金 ・年金
他の公的給付に加えて特例貸付が必要な理由	（生計費と他の公的給付の金額、用途、緊急性等）

公的な給付を受けている場合
該当するものに○をつける

現在の世帯の支出状況や公的な給付の金額を示し、特例貸付の用途や緊急性を説明すること。

令和●年 ●月 ●●日
(借入申込者) 住所 〇〇市■●●●-●

氏名 ●● 一郎 (印)

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。